

廃棄物処理法に基づく措置命令について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 19 条の 10 第 2 項の規定に基づき、次のとおり措置命令を行ったので、お知らせします。

記

1 被処分者

住所：香川県高松市牟礼町大町 2544 番地 22

氏名：解体総業株式会社 代表取締役 香川 直久

2 措置内容

高松市牟礼町大町 2039 番 1、2544 番 15、2544 番 17（以下「本不適正保管場所」という。）に保管されている産業廃棄物は、法第 12 条第 1 項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「令」という。）第 6 条に規定する産業廃棄物の処理基準に違反しているため、法に定める保管数量を超えた産業廃棄物を撤去し、適法に処分すること。

また、保管している産業廃棄物及び本不適正保管場所についても廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「規則」という。）第 8 条の保管基準に適合するよう措置を講ずること。

3 措置命令年月日

令和 6 年（2024 年）3 月 29 日

4 措置命令の履行期限

令和 6 年（2024 年）9 月 30 日

5 措置を命じた理由

- （1）法第 12 条第 1 項及び令第 6 条第 1 項ホの規定に違反している。
- （2）規則第 8 条第 1 項第 1 号イ及びロの規定に違反している。
- （3）規則第 8 条第 2 号ロの規定に違反している。